

# 令和8年度 事業計画書



社会福祉法人 ふれあい福祉会

特別養護老人ホームふれあいの里  
ふれあいの里デイサービスセンター  
ふれあいの里居宅介護支援事業所  
延岡市恒富南地域包括支援センター

## 目 次

経営方針 .....	1
特別養護老人ホームふれあいの里 .....	3
(介護福祉施設サービス・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	
ふれあいの里デイサービスセンター .....	11
(通所介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス)	
ふれあいの里居宅介護支援事業所 .....	17
(居宅介護支援)	
延岡市恒富南地域包括支援センター .....	21
〔延岡市委託事業〕 (介護予防支援)	
社会福祉法人 地域貢献活動 .....	25
(生活困窮者等に対する相談支援事業)	

## 経営方針

介護業界では後期高齢者が急増する事で生じる社会問題「2025年問題」で深刻な人材不足に陥っている中に、物価高騰・社会保険制度の改定・最低賃金の引き上げなどによる支出の増で厳しい経営環境が続いています。

また、延岡市においては高齢者人口のピーク「2040年問題」を待たず、すでに令和3年にピークを迎え減少に転じているものの高齢化率は増加の一途をたどっています。

こうした中に、将来にわたって必要な介護サービスを安心して提供できるように、その担い手を確保・育成・定着するよう労働条件の改善・職場環境の改善、さらに介護ICTの活用等で日々の業務負担の軽減につなげることで、職員一人一人が安心して働き続けられる職場づくりを経営の最優先課題と位置づけ、地域との交流や関係機関との連携を図り、選ばれる施設運営に取り組んで参ります。

- 1 人材の確保（育成・定着）と併せ、ICTや福祉用具等の積極的活用で介護現場と事務処理の負担軽減に取り組み、さらに介護の質・サービスの向上に努めます。
- 2 風通しの良い職場風土の醸成と組織運営の適切な実施で、労働条件・職場環境の改善に努め、職員が安心して働き続けられる職場づくりに取り組みます。
- 3 感染症・自然災害発生時の業務継続計画（BCP）に基づき、より実践的な設備整備と研修・訓練の実施により対応力を強化します。
- 4 社会福祉法人としての公益的機能を発揮し、利用者・相談者の思いに寄り添い、地域共生社会の実現に取り組みます。
- 5 安定的な事業運営と健全な経営により地域社会に貢献します。

令和8年4月

社会福祉法人 ふれあい福祉会  
理事長 楠田 富雄



## 特別養護老人ホームふれあいの里

(介護福祉施設サービス)

(短期入所生活介護)

(介護予防短期入所生活介護)



## 1. 基本方針

利用者にとっての日々の生活の充実と、終の住処としての役割をしっかりと担える様な施設づくりを目指します。令和8年度の介護報酬改定においては、主に賃上げ（処遇の改善）と物価高騰への対応に焦点が当てられており、特に生産性向上（業務の効率化・業務改善）に取り組む事業所が報酬上で有利となる傾向が強まっているため、人材の確保とICT活用を中核に据えつつ、入居率の改善と合わせて質の高いケアが提供できる体制整備を進めていきます。

## 2. 事業計画

### (1) 介護

- ① ケアプランを基に、介護・看護・給食が連携した適切な処遇の実践と個別的ケアの充実に努めます。
- ② 利用者の立場に立ち、気持ちを汲み取ったケアを提供することにより、利用者とその家族に満足していただけるよう努めます。
- ③ 利用者・職員に優しいケアとして、福祉用具の有効活用によるノーリフティングケア（抱えない介護）の標準化に努めます。
- ④ 職員間の情報共有については、その徹底を図り、正確な業務遂行に努めます。
- ⑤ 音楽クラブや季節行事に加え、ご家族の協力も得ながら、より個別的なイベント等を企画し、利用者の意欲向上に努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報、その重要性を認識し、規定に基づき漏えいがないよう厳格な管理に努めます。
- ⑦ 身体拘束ゼロ、虐待の防止、利用者・家族が望む終末に向けた看取り介護の提供に努めます。
- ⑧ 眠りスキャン等の見守り支援システムやICTの積極的利用を継続しながら、的確・効率的なケアの提供に努めます。

### (2) 健康管理

- ① 既往歴や現疾病の実態を的確に把握し、継続した観察記録により異常の早期発見・早期治療・早期回復に努めます。
- ② 利用者の定期健康診断を実施します。
- ③ 歯科衛生士等による定期的な指導助言を受け、利用者の口腔衛生管理に努めます。
- ④ 短期利用者については、利用前の状況確認を十分に行い、特に感染症対策として関係機関との連携による早期対応に努めます。

(3) 食事

- ① 栄養ケア計画書に基づき、栄養状態の改善・維持に努めます。また、随時、食事形態や量・姿勢・介助方法等を検討し、できるだけ自分の力で口から食事ができるように努めます。
- ② 利用者の嗜好や季節の食材を活かした献立を作成するとともに、各種イベントの企画等からも食べる楽しみを提供します。
- ③ 衛生管理マニュアルを基に、食品の取り扱いには十分注意し、食中毒等の発生予防に努めます。

(4) 入浴・排せつ

- ① 状態に合わせた機器を活用した入浴を週2回以上実施し、身体の清潔保持と精神的リラクゼーション確保に努めます。
- ② 排せつは、個別のパターンを把握し、身体機能に最も適した方法でのケアに努めます。また、そのケアにおいては、人としての尊厳とプライバシーに十分に配慮します。

(5) 環境整備

- ① 生活の場として、個々の生活歴や嗜好等に着目し、落ち着ける居室空間づくりに努めます。
- ② 定期的な清掃や週1回のシーツ交換・点検等を行い、居室やベッド周りの清潔保持と整理整頓を行い、特に感染症防止のための換気や加湿、対策機器活用に努めます。
- ③ 施設内外の設備用具等については、その保全・メンテナンスに努めます。また、季節の移ろいを実感するとともに、日本古来や近年の風習を楽しむようなフロア演出、園庭等の管理に努めます。

(6) 地域交流・社会貢献活動

- ① 地域住民が安心して暮らせる地域づくりの担い手という使命感を持ち、実現のための社会貢献活動に努めます。
- ② 開かれた施設運営に努め、地域資源としての施設活用を受け入れます。
- ③ 緊急な対応が必要な生活困窮者に対し、社会福祉協議会・民生委員・関係団体等と連携し、速やかな相談支援を進めます。
- ④ 各種実習生を受け入れ、指導等を通じて福祉の人材育成に努めます。

(7) 事故防止・防災対策

- ① ヒヤリハットや事故報告書を共有し、評価・分析から対策を講じることで再発防止に努めます。
- ② 細やかな記録の整備と申し送りにより、統一処遇の徹底に努めます。
- ③ 災害発生や防犯対策として、各種マニュアルに準じた行動と対策を講じ、利用者や職員の安全確保に努めます。
- ④ 業務継続計画（BCP）を策定し、計画に基づいた研修や訓練を実施します。

(8) 職員の資質向上・労働安全衛生上の推進

- ① 相談員、主任者を中心にサービスや組織管理を適切に実施し、教育指導者の育成により、「気づく力」や「チームワーク」の醸成を図ります
- ② 介護職員が必要とする知識の獲得・技術の向上・ハラスメント対策等、施設内で行う研修会を充実させます。
- ③ 挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等、安心と信頼を得るための接遇マナーが守られるよう、現場における相互教育に努めます。
- ④ 積極的な福祉用具の導入やICT化への取り組みにより、腰痛予防等の対策と業務の効率化を進めます。
- ⑤ 特定技能外国人の受け入れでは、業務の習得のほか生活環境へ馴染めることに特別に配慮します。

(9) その他

- ① 施設だより『かけはし』やホームページ・SNSの活用による積極的な情報発信に努めます。
- ② 利用者・家族・地域等からの苦情が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、誠意を持って対応します。
- ③ 認知症高齢者介護については、関わる職員すべてが専門研修等による学びを繰り返し、適切なケアの提供に努めます。

### 3. 会議および委員会

(1) 主任者会議

運営上の全般的な検討を行います。

- ① 研修委員会（随時）  
職員の資質向上や施設課題の解決に向けた研修内容の検討を行います。
- ② 安全対策委員会（月1回）  
各部署ヒヤリハットを共有し、事故発生予防・再発防止に向けた検討を行います。
- ③ 入所判定委員会（随時）  
「県指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」に基づき、希望者の入所可否について判定を行います。
- ④ 栄養管理委員会（月1回）  
栄養管理業務の合理的運営、日常の食事状況や嗜好を考慮した献立の検討を行います。
- ⑤ 感染予防委員会（月1回）  
施設の基本方針に基づき、予防体制の整備（家族面会方法、利用者や関係者の入館、職員の行動など）に努めます。また、感染症が発症した場合は、早急な状況把握と関係機関との連携により、まん延防止と改善に向けた具体策を検討します。

## (2) 各種委員会

### ① 感染症および食中毒防止委員会（随時）

- ・常に情報収集を行い、感染症発生時を想定した対処法の実践研修の企画、感染拡大防止に向けた具体的対応策について検討します。
- ・業務継続計画（BCP）に沿ったシミュレーション訓練・研修をそれぞれ年2回以上開催します。

### ② 褥瘡対策委員会（随時）

- ・利用者の状態評価を基に、褥瘡に対する予防策、治療対象者の管理と悪化防止に向けた介護、処置を検討します。
- ・改善や予防に有効なスキンケア用品、福祉用具を積極的に取り入れます。

### ③ 身体拘束廃止委員会（3ヶ月に1回以上）

- ・利用者の尊厳と自主性を尊重し、身体拘束廃止に向けての解決策について検討します。
- ・人権擁護、虐待防止に関連する職員研修を年2回以上開催します。

### ④ 防災委員会（随時）

- ・防災士を中心に、マニュアルの管理と必要時の修正等を行うとともに実践的な訓練を計画し、最善の防災対策と職員の意識向上を進めます。
- ・施設内防災訓練を月1回、総合防災訓練を年2回、業務継続計画（BCP）に基づいた研修会・シミュレーション訓練を年2回以上行います。

### ⑤ 給食委員会（随時）

- ・各種行事に伴う献立の立案、季節に合わせた食事イベントの企画・提案を行います。
- ・災害備蓄食料の管理やその内容について検討します。

### ⑥ 眠りスキャン・タブレット活用推進委員会（随時）

- ・「眠りスキャン」を活用して睡眠データの計測・可視化・分析を行い、睡眠の質向上・適切な介護の提供等に繋げる仕組みの構築・推進を行います。
- ・タブレット端末を通じて、介護記録の効率化や運用ルール等の整備について検討します。

### ⑦ 接遇・業務改善委員会（生産性向上推進委員会）（月1回）

- ・利用者の接遇や職員の業務全般における課題の改善に向け、建設的に検討します。具体的には、職場環境の整備、業務の明確化と役割分担（業務全体の流れの再構築、テクノロジーの活用）、手順書の作成、記録や報告様式の工夫、情報共有の工夫、OJTの仕組みづくり、理念や行動指針の徹底等に取り組みます。
- ・看取り介護の対応の振り返りから、方針や処遇の継続的な見直しに取り組みます。
- ・理学療法士との協働、福祉用具の積極的導入と活用により、利用者・職員にとって最善の介助方法の確立を目指します。

## ◆ 年間行事計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 花見 胸部レントゲン撮影	10月	スポーツの日	家族と買い物 ドライブ 花火観賞
5月	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	母の日 屋外食 さつまいも苗植え	11月	文化の日 勤労感謝の日	さつまいも収穫
6月	夏至	父の日	12月	冬至 クリスマス	クリスマス 忘年会 夜間想定防災訓練
7月	海の日	七夕	1月	お正月 鏡開き 成人の日	園内初詣 新春カラオケ
8月	お盆 山の日	スイカ割り	2月	建国記念日 天皇誕生日	節分
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老の集い 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り
◎ユニット毎の毎月行事 ○季節行事など ○誕生会 ○音楽クラブ（第1、第2月曜日）			◎その他 ○レクリエーション（集団体操、カラオケなど） ○外気浴、ドライブ ○体重測定（毎月） ○かけはし発行（3ヶ月に1回）		
・入浴日 ⇒ 毎週月曜日から土曜日 ・理学療法士による体操や指導等 ⇒ 毎月2回（日曜日） ・防災訓練 ⇒ 毎月 ・ケアカンファレンス ⇒ 随時（利用者・家族・関係職員） ・嘱託医回診 ⇒ 毎週木曜日・土曜日					

## ◆ 給食計画 ◆

月	行 事	内 容	月	行 事	内 容
4月	開設記念日 旬の味覚	祝膳 季節の和菓子 鰹のたたき	10月	旬の味覚 ハロウィン	もみじ弁当 ハロウィンメニュー *パン祭り(虹)
5月	八十八夜 端午の節句 母の日	新茶・和菓子 子どもの日メニュー 祝膳	11月	旬の味覚	鮎の甘露煮
6月	父の日	祝膳	12月	冬至 クリスマス 大晦日	かぼちゃ料理 ゆず クリスマスメニュー ケーキ、シャンメリー 年越しそば *クリスマスバイキング(星)
7月	七夕祭り 土用丑の日	七夕メニュー うなぎ料理 *フロートパーティー(星)	1月	お正月 七草 鏡開き	おせち、お屠蘇 餅(やわらか素材) 七草粥 餅(やわらか素材)
8月	お盆	お煮しめ おはぎ *アイスバイキング(虹)	2月	節分 バレンタインデー	巻き寿司 バレンタインメニュー *チョコフォンデュ(虹) *バレンタインバイキング(星)
9月	敬老の日 十五夜	敬老祝膳 お月見メニュー	3月	ひな祭り お彼岸	ちらし寿司 甘酒 ぼたもち

◎お楽しみ献立(月に1回実施)

# ふれあいの里デイサービスセンター

(通所介護)

介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス)



## 1. 基本方針

利用者が、地域や家族に見守られながら個人の思いを実現できる暮らしができることに向け、運動やレクリエーション、個別ケアなどの充実を図ります。また、安定的な利用者確保のため、関係各所との連携と広報活動に努めます。

## 2. 事業計画

### (1) 利用者・家族への支援と地域との連携

- ① 個人の状態や生活環境を含めたニーズの把握から、通所介護計画を作成し、これを実行・モニタリング・評価します。また、個性や生き甲斐を引き出す事ができるサービスの提供に努めます。
- ② 行事計画では、個々に合わせた趣味や屋外活動などの選択肢を拡げ、適時意見交換を行い、それぞれの好みに合わせた自立支援に繋がるサービスメニューを提供します。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、穏やかで楽しい時間を過ごせるよう、利用環境の工夫に努めます。
- ④ 個人の体調管理や状態観察をこまめにし、異常の場合は、家族や各関係機関との連携で早めの対応に努めます。
- ⑤ 個人に合わせた食事形態と季節感のあるメニューを提供し、「食べることの楽しさ」を実感していただくよう取り組みます。
- ⑥ 可能な限りボランティアの受け入れと地域資源の活用を進め、地域に根づく福祉拠点の成長を目指します。
- ⑦ 各種実習生の受け入れを行い、指導等を通じて福祉人材育成に取り組みます。

### (2) 職員の資質向上と職場環境の調和

- ① 利用者の心理状態の理解と心身機能の維持向上、在宅生活を継続する上で求められる専門性の高いサービスの提供に向けて、web やリモート等を含めて各種研修会へ積極的に参加します。
- ② 内部研修においては、活発な意見を出しやすい職場環境づくりを進めます。
- ③ 法令遵守とコスト意識を持ち、日々の業務を遂行します。
- ④ 地域住民との良好な関係づくりのため、挨拶の励行や地域貢献に向けて各専門職の知識・技術を活用します。

### (3) 事故防止の徹底

- ① 利用者一人ひとりの体調面・心身機能を的確に把握するとともに、ヒヤリハット事例の活用により、再発防止に努めます。
- ② 日頃より機械・器具の点検と利用環境の整備を行い、安全確保に努めます。

- ③ 防災マニュアルに沿った定期的な訓練を実施し、非常時には迅速かつ適切な対応ができるようにします。
- ④ 運行前に車両を点検し、走行中にはライト点灯や譲り合いによる余裕を持った運転を心がけます。

#### (4) 感染症対策と衛生管理

- ① 利用者が共有する環境衛生に留意し、マスクの着用や消毒により、感染症防止に努めます。
- ② 平素から感染者の発生を想定したシミュレーション訓練を年1回以上実施。もしもの際に迅速かつ適切な対応ができるようにします。
- ③ 感染症対策の物品を確保し、日常的な確認を行うことで、迅速な使用が可能な体制を整備します。

#### (5) 虐待防止・人権擁護

- ① 高齢者の尊厳と人格の尊重を重視し、虐待の防止や早期発見、対応に努めます。
- ② 高齢者虐待防止のための委員会にて職員に対する研修会を年2回以上実施し、意識の醸成を進めます。

#### (6) 情報管理と利用者確保への取り組み

- ① 利用者、家族などの個人情報の取り扱いについて、守秘義務を徹底します。
- ② 新規利用者の獲得のため、関係機関に向けた新聞の発行やホームページ、SNSの活用による情報発信に努めます。
- ③ サービスの見学や体験利用を積極的に受け入れます。

## ◆ 年間行事計画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日	総合防災訓練 製作(端午の節句飾り) 個別レクリエーション ふれあい新聞発行	10月	スポーツの日	運動会 個別レクリエーション ふれあい新聞発行 防災訓練
5月	憲法記念日 みどりの日 子どもの日 母の日	ドライブ 個別レクリエーション 防災訓練 製作(ホール飾り)	11月	文化の日 勤労感謝の日	個別レクリエーション クリスマス飾り作製 秋のドライブ 調理(焼き芋) 防災訓練
6月	父の日 夏至	製作(七夕飾り) 〃(ホール飾り) 体重測定 防災訓練	12月	冬至	クリスマス会 お正月飾り作製 1年の振り返り 体重測定 防災訓練
7月	海の日	個別レクリエーション 防災訓練 七夕ドライブ ふれあい新聞発行	1月	お正月 鏡開き 成人の日	書き初め 初詣ドライブ 新年会 ふれあい新聞発行 防災訓練
8月	山の日 お盆 終戦記念日	夏まつり ふれあい喫茶 防災訓練 意見交換会	2月	建国記念日	節分 製作(雛飾り) 防災訓練 体重測定
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老会 体重測定 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り 意見交換会 体重測定 防災訓練

- ・ 季節を感じていただく行事、リハビリを兼ねた体操およびゲームの実施
- ・ 定期的な体重測定、気分転換を兼ねた屋外活動(ドライブ等)の実施
- ・ 趣味趣向に合わせた個別ケア(クラブ活動)の実施
- ・ 誕生会を個別に実施(誕生日前後の利用日)
- ・ ボランティアの方々の来所(感染症の状況や社会情勢に応じて受け入れます)





**ふれあいの里居宅介護支援事業所**  
**（居宅介護支援）**



## 1. 基本方針

利用者一人ひとりの心身の状況および生活環境を的確に把握し、利用者・家族の意向と選択を尊重した居宅サービス計画を提供します。また、利用者との信頼関係を基盤に、公正中立なケアマネジメントを実践するとともに、制度改正や社会情勢の変化に柔軟に対応し、地域に根差した事業所としての役割を果たしてまいります。

## 2. 事業計画

### (1) 自立に向けた居宅サービス計画作成と事業効率化の推進

- ① 要介護状態の軽減、自立度の向上および重度化防止を目標とし、医療機関をはじめ、関係サービス事業所との目的の共有と連携強化を図ります。
- ② サービス担当者会議においては、本人・家族を中心とした合意形成を重視し、問題解決に向けた具体的な目標設定と適切な援助内容を提案し、迅速かつ丁寧な対応に努めます。
- ③ 自立支援という共通目標のもと、他職種協働（チームアプローチ）を推進し、質の高いケアマネジメントの提供に努めます。
- ④ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や生産性向上に努めます。

### (2) 地域包括ケアシステム構築への寄与

- ① 医療機関、各種サービス事業所、地域包括支援センター等との連携を一層強化し、円滑な情報共有と支援体制の強化を図ります。
- ② 複合的な生活課題を解決するために、地域包括支援センターや関係機関と協働し、地域ケア会議への参加や、各種社会資源の活用を推進します。
- ③ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護保険サービス以外の行政サービスや地域のインフォーマルサービス（配食、見守り、買い物支援など）地域住民とのつながりを把握し、ケアプランに反映することで、尊厳ある生活と多様な生活課題に対応します。

### (3) 特定事業所としての責務

- ① 利用者の情報や支援上の留意点、地域資源、介護・医療に関する情報共有を目的とした事業内会議を概ね週1回開催し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- ② ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、外部研修や勉強会に積極的に参加し、専門性の向上に努めます。
- ③ 職員ごとに年間研修計画を策定し、介護支援専門員としての知識、技術、倫理観の向上に努めます。
- ④ 困難事例については、個人で抱え込まずに多職種・関係機関と連携し、チームによる支援体制を整えます。適時、部署内における情報共有・相談を行い、組織全体で対応します。

#### (4) 業務継続計画（BCP）と高齢者虐待防止の推進

- ① 感染症や自然災害発生等の緊急時においても、事業継続および早期復旧が図られるよう、BCPの周知、見直し、訓練を実施します。
- ② 高齢者虐待防止および権利擁護を推進するため、虐待防止委員会の運営ならびに職員研修会を実施します。
- ③ 個人情報保護および守秘義務については、関係法令、厚生労働省のガイドラインを遵守し、適切な管理と運用に努めます。
- ④ 苦情や相談に対しては、迅速かつ誠実に対応し、事実確認と再発防止策を講じることで、利用者満足度の向上に努めます。
- ⑤ 事業所の安定運営のため、適切な広報活動を行うとともに、目標とする担当件数の維持に努めます。

# 延岡市恒富南地域包括支援センター

〔延岡市委託事業〕

（介護予防支援）



## 1. 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保持し、安心して暮らすことができるよう、総合相談の窓口として中心的役割を担います。また、共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの推進において関係機関との連携強化を図ります。

## 2. 事業計画

### (1) 包括的支援事業

#### ① 総合相談支援

- ・地域の相談窓口として、様々な方法で顔の見える相談しやすい体制づくりに努めます。
- ・多種多様な相談に対し、一人ひとりの課題やニーズを早期に見極め、迅速な対応を心がけます。

#### ② 権利擁護

- ・高齢者虐待の防止に向け、早期発見・早期対応・再発防止に努め、関係する制度を適切に活用しながら、高齢者の権利を守ります。
- ・職員を対象とした高齢者虐待防止に関わる研修会を開催します。
- ・処遇困難事例においては、行政機関や専門職、地域との連携により問題解決を図ります。

#### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者や家族の状況・ニーズに応じ、適切な社会資源の活用に向けて地域や関係機関等との連携を図ります。
- ・介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問や情報提供を行うなど後方支援に努めます。また、研修や会議を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

#### ④ 介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- ・要支援者および総合事業対象者に対し、心身の状況や環境に応じて適切なサービスが効果的に提供されるよう必要な支援を行います。

### (2) 介護予防普及・啓発事業

- ・地域住民に対して出前講座を開催し、市の高齢化の現状や介護保険の仕組み、または介護予防の取り組みの重要性、さらに市の施策やサービス等に関する知識の普及・啓発を推進します。

### (3) 地域ケア会議

- ・地域が抱える困難ケースについて個別課題や地域課題を共有し、解決に向け関係者とのネットワーク構築や効果的な社会資源活用の提案・支援方法を検討します。

(4) 指定介護予防支援事業

- ・利用者の自立支援や重度化防止に向けた計画作成を行います。
- ・自立支援型地域ケア会議の活用で専門職の助言を参考に利用者の生活の質の向上につながる支援を行います。

(5) 認知症支援事業

- ・認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行います。
- ・認知症の人やその家族の状況に応じて、認知症ケアパスツールの活用を行うとともに認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等と連携します。
- ・認知症カフェに参加し、情報交換や交流を通じて、地域における支え合い体制の推進を図ります。

(6) 生活支援体制整備事業

- ・圏域の生活支援コーディネーターと連携し、地域資源や地域課題の情報共有を行い生活支援サービスの体制整備に努めます。

(7) その他

- ① 医療機関、地域基幹相談支援センター、各種サービス事業所との連携を図ります。
- ② 各種研修会や専門部会等の参加により、専門職としての能力向上に努めます。
- ③ 医療・福祉分野における専門職の担い手を育成するため、実習生の受け入れ体制の充実に努めます。
- ④ センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し、改善に繋げていきます。
- ⑤ 業務継続計画（BCP）に基づいた災害や感染症対策に係る職員を対象とした研修会およびシミュレーション訓練を開催し対応力向上に努めます。



**社会福祉法人 地域貢献活動**  
(生活困窮者等に対する相談支援事業)



## 事業内容（みやぎき安心セーフティネット事業）

本事業は、事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携・協働しながら、地域の方々の生活上の困りごと等に対して、相談援助を行うとともに、今日明日の食べ物にも困る等の逼迫した状況にある場合には現物給付による経済的援助を行う事業となります。

### （1）コミュニティソーシャルワーカーの配置と役割

本事業に参加する社会福祉法人（施設）は担当相談員（コミュニティソーシャルワーカー、以下「CSW」という。）を配置します。

社会福祉法人（施設）のCSWと市町村社会福祉協議会職員が本人（家族）の住まいを訪問して状況を把握し、利用可能な制度や社会資源に繋ぐなど、本人（家族）の生活の安定に努めた相談援助活動を行います。

### （2）経済的活動

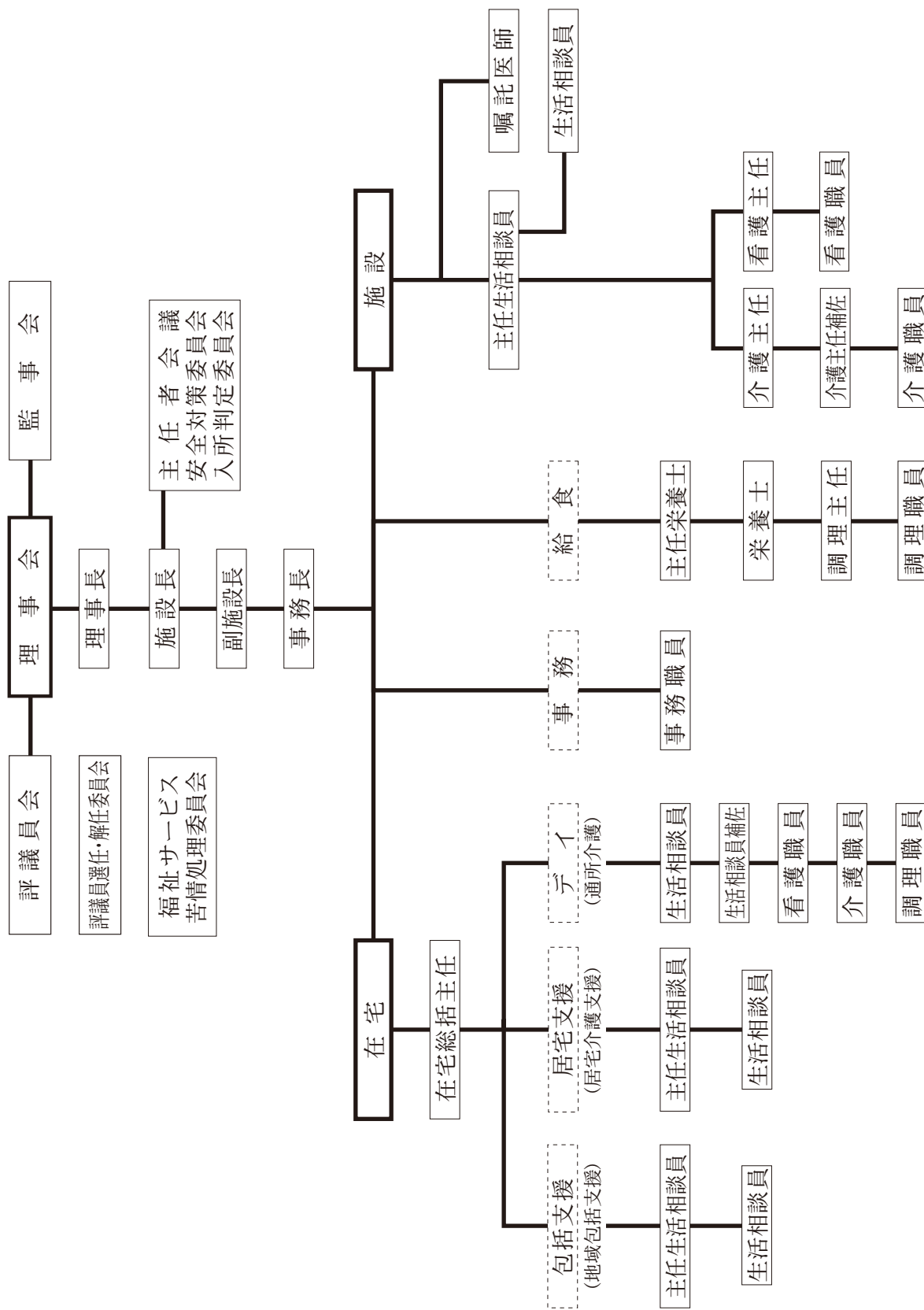
本事業に必要な資金は、本事業の趣旨に賛同する社会福祉法人（施設）が会費として拠出します。拠出された会費は宮崎県社会福祉協議会の基金で運営・管理します。CSWは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告します。施設長は報告に基づき、1事例あたりの支援期間を概ね3ヶ月以内、現物給付による限度額を10万円を目安に経済的援助の可否を決定します。

適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき、緊急事態を脱したとき、就労や生活保護の受給等で安定した生活が見通しが立ったとき、自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等を終結の目安に、継続的な支援を行います。

### （3）その他

各種研修会への参加等を通し、相談援助技術の向上に努めます。また、事業連絡会や各地区民生委員児童委員定例会等にも参加することで、地域実態の情報収集・事業の周知拡大・地域との信頼関係構築に努めます。

機 構 図



## 社会福祉法人 ふれあい福祉会 理念

# 信頼 誠実 貢献

私たち法人は、利用者・家族・地域住民・職員、その他法人に関する全ての人々との関係づくりに努め《信頼》笑顔を絶やさず、真心を込めて、安心・安全で個人の思いが実現できる暮らしを支えます。《誠実》

また、地域との交流や関係機関との連携を図り、福祉の拠点として地域と共に成長を続けることに力を尽くします《貢献》

